

## 新たなビジネスへの挑戦を支援します！

経営革新計画の承認を受け、新事業展開（デジタル化を含む）などを図るための設備投資や、人材育成、販路開拓などに取り組む意欲的な事業者に対して、経費の一部を補助します。



### 経営革新計画とは

新商品・新サービスの開発や、商品の新たな生産方式の導入、サービスの新たな提供方式の導入など、事業者自らの創意工夫に基づく新たな取組（新事業活動）を行うことにより、経営の相当程度の向上を図る事業計画のことです。計画の承認を受けると、アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金を申請することができます。また、信用保証・融資等の優遇措置を受けることができます。

### 経営革新計画の作成から承認までの流れ

#### ①事前準備

新たな事業についての概要や、決算書など計画作成に必要な資料を準備してください。

#### ②計画作成

県ホームページから申請様式をダウンロードしてください。

広島県 経営革新支援事業



#### ③作成相談

商工会議所・商工会等の支援機関で作成相談に応じていますので、ご活用ください。

#### ④計画申請

作成相談を受けて完成した申請書類を下記提出先に提出してください。  
(申請時に必ず経営革新課まで電話でご連絡ください。)

#### ⑤修正対応

県担当者による計画内容の確認及び助言・指導を受けてください。【必須】

#### ⑥審査

審査会で計画内容を審査します。

#### ⑦計画承認

計画内容が適切と認められたときは、広島県から承認通知書が送付されます。

### 経営革新計画のお問合せ先・提出先

(申請書をご提出前に必ず経営革新課まで電話でご連絡ください。)

〒730-8511 広島市中区基町10番52号  
広島県商工労働局経営革新課 経営支援グループ  
電話：082-513-3371

### アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金のお問合せ先

#### ◆お問合せ先◆

広島県中小企業団体中央会  
082-228-0926(平日8時30分～17時30分)

「アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金」の申請  
については裏面をご確認ください



# アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金

経営革新計画の承認を受け、新事業展開（デジタル化を含む）などの経営革新に取り組む意欲的な事業者に対し、経費の一部を補助します。

【補助上限額】【補助率】  
**100万円 2/3以内**

## 申請期間

第1回 令和5年3月29日～6月30日(補助対象期間:交付決定の日～令和6年1月31日)  
第2回 令和5年7月3日～9月29日(補助対象期間:交付決定の日～令和6年1月31日)

※交付要領で指定する中山間地域に工場や店舗等を有する事業者は、補助率が3/4以内となります。

## 補助内容

※補助金の申請手続の詳細や申請書様式は、広島県中小企業団体中央会ホームページでご確認ください。

### 補助対象者 (すべてに該当)

- ①令和4年3月から令和5年9月の間に、新たに広島県の経営革新計画の承認を受けている者
- ②令和3年度アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金及び令和4年度経営革新再チャレンジ応援補助金において、交付を受けていない事業者
- ③広島県内に本店を置く中小企業者または住民登録を行っている個人事業主である者
- ④暴力団対策法に規定する暴力団等に該当しない者

### 補助対象事業 (すべてに該当)

- ①広島県から承認を受けた経営革新計画に記載している新事業展開(デジタル化を含む)や、人材育成、販路開拓などに取り組む事業
- ②機械装置等費の導入は「広島県内」において実施する事業

### 補助対象経費

- ①機械装置等費
- ②広報費
- ③展示会等出展費
- ④専門家謝金
- ⑤専門家旅費

※国、広島県及びその他の地方公共団体等の補助金(上乗せを除く)において、重複して交付決定をうけていないこと。

## 提出書類(各2部:原本1部 写し1部)及び提出方法

- ①アフターコロナ対応経営革新推進事業補助金交付申請書(様式第1号)
  - ②事業計画書(様式第1号別紙1)及び収入・支出経費明細書(様式第1号別紙2)
  - ③経営革新計画に係る承認申請書の写し(令和4年3月から令和5年9月までに承認されたもの)
  - ④経営革新計画の承認書の写し(令和4年3月から令和5年9月までに承認されたもの)
  - ⑤交付申請額の算定の根拠となる見積書等の写し  
(補助対象物件の単価が50万円(税抜き)以上の場合は、2社以上の相見積の写し)
  - ⑥交付要領で指定する中山間地域の確認書類
- ※提出方法は、持参又は郵送とし、持参の場合は、公募締切日の午後5時迄に必着、郵送の場合は、公募締切日の当日消印を有効とする。

## 提出先・お問合せ先

〒730-0011  
広島市中区基町5-44  
広島商工会議所ビル6階  
広島県中小企業団体中央会  
「アフターコロナ対応経営革新推進  
事業補助金窓口」宛て  
電話：082-228-0926

## 審査項目

- ①事業計画書の実効性 (事業実施にかかる体制、スケジュール、資金調達)
- ②事業計画書の具体性 (実施計画の綿密性、予算の適正性)
- ③事業計画書の効果 (経営革新計画への寄与度)
- ④経営革新計画との整合性 (事業計画との相違)

## 加点項目

- ①事業計画においてデジタル化への取り組みであること
- ②承認された経営革新計画において、国、広島県及びその他の地方公共団体の他の補助金へ申請予定ではないこと

## 申請書提出から補助金交付までの流れ

### ①事前準備

経営革新計画内容に基づき提出書類を作成し、上記提出先に提出してください。

### ②交付決定

広島県中小企業団体中央会は、提出書類を審査し、交付決定通知書を送付します。

### ③補助対象事業の開始

補助対象期間内において、事業の着手から経費の支払いまでを完了してください。

### ④実績報告

事業完了後、実績報告書を広島県中小企業団体中央会に提出してください。  
(事業完了日から起算して30日を経過した日、又は令和6年2月9日(金)のいずれか早い日)

### ⑤補助金の額の確定

広島県中小企業団体中央会は、実績報告書を審査し、補助金額の確定を行います。

### ⑥補助金の請求

額の確定通知書を広島県中小企業団体中央会から受領後、請求書を提出してください。

### ⑦補助金の交付

広島県中小企業団体中央会は、提出された請求書をもとに補助金額を交付します。